

立木販売事業特記仕様書

北海道渡島総合振興局東部森林室森林整備課

□ 造材規準書の明示

1. 本事業は、造材規準書に基づき適正に実施すること。

□ 環境対策関係

1. 自然環境や地域住民への生活環境に対する配慮

近年、森林に対する道民の期待は、国土の保全や水源のかん養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、野生生物の生息の場など、公益的機能の発揮に対してより高くなり、また公益的機能の発揮は、公有林に対してより強く期待されている。

道では、令和4年度を始期とする道有林基本計画において、水源涵養や国土の保全などの森林の持つ公益的機能の維持増進を図っていくため、公益性を重視した森林の整備・管理を推進していくという観点から、全ての森林整備事業を実施する上で、特に次の事項に留意すること。

- ア) 河川や溪流の水質汚濁防止及び下流域における水産資源等（漁業、孵化施設、水道施設）に対する配慮
- イ) 国道、道々、市町村道及び林道等の損傷防止など路網使用にあたっての配慮
- ウ) 一般入林者との通行調整や安全確保
- エ) 林道等に隣接する放牧地や農地への影響防止（騒音、大気汚染等）
- オ) 野生生物等への配慮（特に、希少野生動植物を確認（目撃）した場合などは、直ちに作業を中断し、担当者の指示に従うこと。）
- カ) 融雪時期の河川の汚濁防止及び搬出路の保全のため、3～4月の造材、搬出（運材）等は制限することがあります。

□ 事業着手に関する事項

1. 現場の状況を把握

現場責任者は事前によく事業箇所の状況を把握するとともに、売買契約書又は請書の約定及び造材規準書（造材規準書を遵守しない場合は契約不履行となる）内容を確認し、担当者と十分に協議を行い適切な集材方法、集材路、造材方法を選定する。

特に、当管理区の森林は、水産資源等の保護や生活用水の確保など住民生活に直結する重要なものとなっていることから、作業全般にわたって水質の汚濁防止対策に努めるとともに、予め該当市町村又は漁業協同組合等の各関係機関に連絡し、十分な調整を図ること。

2. 届出関係

事業実施にあたり次の書類を提出すること。

- （１）事業着手届（事業着手届の附属書類として次のものが必要となります。）
 - （ア）事業実施工程表

- (イ) 入林者名簿
- (ウ) 林野使用位置図 (1/50,000)
- (エ) 林野使用平面図 (1/5,000)
- (オ) 振動機械使用労働者名簿
- (カ) 労働者災害補償保険料報告書提出済の証
- (キ) 林退共掛金収納書
- (ク) 緊急連絡体制組織図
- (ケ) 立木伐採作業計画書
- (コ) 機械作業計画書
- (サ) 造材事業職種別労務計画書

注1) 造材現場の作業環境の改善及び大気環境の保全を図るために造材事業においても排出ガス対策型機械（排出ガス浄化装置を装着も可）の使用を原則とします。

注2) 事業着手届については、事業着手の一週間程度前に提出することとし、造材開始から3ヶ月以内に終了できる範囲を1件の目安として提出すること。また、年度を繰り越す事業実施については認めない。

- (2) 造材事業セルフチェックシート（一般的事項）事業着手時に提出
- (3) 事業終了届（事業着手届を提出した部分が終了したとき）
- (4) 造材事業セルフチェックシート（造材・運材・その他事項）事業終了時に提出
- (5) 搬出済届（物件全体が終了したとき、速やかに提出）

3. 売払物件の確認

売払物件の区域及び対象木の標示は、現場・伐採方法により異なる標示をしている場合があるため、事前に担当者に確認すること。

4. 事業現場標識の設置

事業現場の入口には、一般入林者に対する注意と事業者の所在を明らかにするため必ず掲示板等を利用し事業現場標識を設置する。また、労働安全の確保（現場作業員への周知）、執行体制の確立の観点から、次のものを掲示した事業現場標識を現地休憩所等の見やすい所に設置すること。

- (ア) 注意標識
- (イ) 安全旗及びポスター等
- (ウ) 緊急連絡体制表
- (エ) 労働安全衛生管理組織表
- (オ) 作業安全基準表
- (カ) 振動機械使用に関わる必要事項
- (キ) 消化器具等
- (ク) 現場責任者、現場代理人名
- (ケ) 造材作業上の注意事項

- (コ) 伐採区域図
- (サ) 山火事特設消化班編制表
- (シ) 保安林内作業許可標識の設置

※保安林に指定された区域では、土場・集材路の作設（既設使用含む）を行うための許可が必要。立木売払に伴う作業箇所は、日高振興局森林室が作業許可を得るので、保安林内の作業（土場・集材路の使用）を行う場合、現地に保安林内作業許可標識を設置し、作業終了後は作業許可標識を撤去する。許可標識は森林整備課担当者より引き渡します。

□ 造材・集材に関する事項

1. 支障木の取扱について

近年、森林伐採については、地域住民を含め各報道機関からも大変注目されており誤解が生じないよう適切に実施しなければならない。

特に、支障木については、迅速かつ適正に処理し、支障木であったことを明確にしておくことが重要である。

調査木以外は、将来の大切な資源であり、支障木の発生（集材路作設、土場作設、集材、伐倒支障等）は最小限とし、やむを得ず発生する支障木については、担当者の指示に従い適切に処理すること。

2. 集材路・土場の作設

- (1) 土場の位置・規模、集材路の線形・延長等について、事前に担当者と打ち合わせること。また、変更等の必要がある場合は速やかに担当者に報告すること。
- (2) 既存の集材路・土場用地がある場合はこれを利用し新たに作設の必要がある場合については担当者と協議の上決定することとし、その場合、延長等は必要最小限とすること。
- (3) 集材路等の作設に伴い支障木が発生する場合は担当者の指示に従うこと。
- (4) 集材路等の作設においては、切土、盛土を最小限とし、林地の崩壊や土砂の流出等が発生しないよう注意すること。また、その恐れがある場合には必要な措置を講じること。

3. 立木伐採作業

- (1) 調査木にナンバーテープが添付されている場合は、伐倒後に伐根の断面等に移すことと。
- (2) 伐倒の方向は、周囲の地形、伐採木の状態、かかり木等に注意して作業の安全に留意するとともに、残存立木、幼稚樹等他の林木の保護にも留意し、支障木の発生は最小限とすること。
- (3) 間伐及び受光伐等は、作業の目的を損なわないよう、調査木を伐り残さない。

4. 集材・造材（集積）作業

立木の樹皮に損傷を与えると腐朽の原因となり、将来、木材としての価値が低下し、森林づくりに多大な影響を及ぼすため、集材時に周囲の立木に対して損傷防止対策を講じること。

- (1) 全木・全幹材の引き出しの場合は、元口荷掛けを原則とし材の横ぶれの無い方向に引き付け、必要に応じてワイヤーの掛け直しを実施する。
- (2) 集材路の屈曲部等ではあらかじめ立木に保護対策をとる。また、排土板や牽引木の接触によって周囲の立木を損傷しないよう、走行には留意する。
- (3) 降雨により土砂流出や汚濁水が発生する恐れがある場合は集材作業を中止する。
- (4) 集材路作設に伴う伐根、土石、末木・枝条等は、以後の管理や地拵の支障とならないような処理をする。
- (5) 高性能林業機械を利用した造材作業では、端材、末木、枝条等が土場に堆積されることから、造材作業終了までに自然還元利用を目的に生活環境保全上支障のない形態により処理（林内へ還元）すること。環境に配慮した造材事業の観点からも粉砕機等の導入も検討すること。

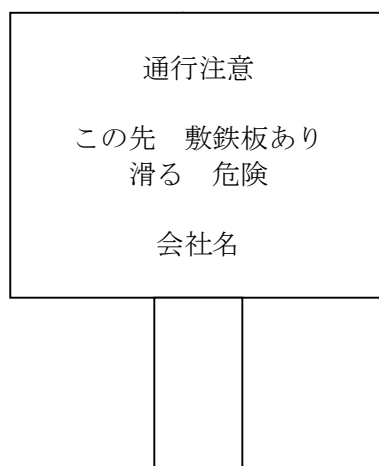
特に急斜地及び沢沿いの集材路等や各種施設付近では、土砂流出や汚濁水の発生を防止することが必要となる。

更新を伴う受光伐区域内への末木・枝条の散布は別途協議。

□ 運材に関する事項

- (1) 林道等の路肩、側溝、路盤その他施設を破損しないよう留意し、破損した場合は、担当者と協議のうえ指示に従い買受人の責任と費用負担において修復すること。（除雪時には特に注意が必要）
- (2) 降雨時や融雪時等は道路の地盤が軟弱であることから運材車等の大型車両は通行を中止する。無理な通行により林道を破損させた場合は、担当者と協議のうえ指示に従うこと。
- (3) 積載量を遵守する等、交通法令等の制限を遵守する。
- (4) 敷鉄板等により道路を補修する場合は、森林室販売担当者と協議し内容について承認を得て、看板等を設置すること。

例



- (5) 運材にあたり町道等を使用する場合は、該当市町村役場の担当者へ林道等使用届を提出するとともに十分に調整を図ること。

□ 労働安全パトロールに関する事項

労働災害を未然に防止することを目的に、「道有林における安全パトロール実施要領」に基づき、安全パトロールを実施する

□ 林業事業体登録制度に伴う成績評定に関する事項

林業事業体登録制度に伴う施行成績の評定を実施します。この施行成績評定に必要な造材事業セルフチェックシート（一般的事項）を事業着手時に、造材事業セルフチェックシート（造材・運材・その他事項）を事業終了時に提出して下さい。

また、造材事業における「事業特性」「創意工夫」「地域性」に関して提案することが出来ます。

□ ナラ類等の取り扱いについて

当該物件のナラ類等にナラ枯れ被害が確認された場合、ナラ類等の被害木や被害懸念木等について、所有権の放棄を求める場合がありますので予めご了承ください。

また、未被害木であっても、当該ナラ類等が被害地域（被害木から半径2kmの円と全部または一部が重なるメッシュ（1km））に存する場合は、伐採等に際して次の項目について遵守できない場合は、所有権の放棄を求めることがあります。

記

- ・ナラ類等は、6月から9月の間は伐採しないこと。
- ・ナラ類等は、伐採後速やかに林外へ搬出すること。
- ・ナラ類等は、林外に搬出した材は、5月末までに焼却・破碎・製材等を極力行うこと。
- ・ナラ類等は、被害地域から未被害地への移動を極力避け、どうしても移動が必要な場合は、移動前及び移動後にカシナガの穿入痕がないか十分確認するとともに、販売者は、販売先や譲渡先等木材の受け入れ先に通知書を配布すること。
(森林室には写しを提出)

○関係通知

- ・北海道ナラ枯れ被害対策基本方針について（令和7年（2025年）3月31日付け森整第1080号通知）
- ・北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針について（（令和7年（2025年）3月31日付け森整第1081号通知）